

VI 人と自然が共生し、生物多様性が保全されるまち

(1)生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。全ての生命は一つひとつに個性があり、すべて直接に、間接的に支えあって生きています。私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

生物多様性は、現在、4つの危機（開発など人間活動による危機、自然に対する働きかけの縮小による危機、外来種など人間により持ち込まれたものによる危機、地球温暖化や海洋酸性化など地球環境の変化による危機）にさらされています。生物多様性の状態を豊かなものとするとともに、生態系サービスを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に向け、生物多様性の保全や自然再生に向けた取組が行われています。

生物多様性の保全に関する国際的な枠組みである生物多様性条約締約国会議の10回目の会議（COP10）において2050年までに「自然と共生する」世界を実現するビジョン（中長期目標）に向けて、2020年までの戦略計画が策定され、その中で取り組む20の個別目標（「愛知目標」）が定められました。2020年に取りまとめられた報告書「地球規模生物多様性概況第5版」では、愛知目標の中で達成したものはないと評価されましたが、保護区の指定や島しょ部での侵略的外来種の根絶など、10年間の取組の効果も確認されました。2021年からの10年間の新たな目標として「ポスト2020生物多様性枠組」が採択され、生物多様性保全に向けた取組は、今後ますます加速させる必要があります。

本市は、海岸線や、田畑や森林などの緑の空間などの自然環境が人々の生活とともに育まれてきました。これからも自然環境の特徴を活かしながら、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていく必要があります。

(2)特定外来生物

本来その地域にいなかった生き物が人によって持ち込まれ、もともとその地域にいる生物を駆逐してしまうなど生態系のかく乱や、遺伝子のかく乱がおきてしまうことがあります。

特定外来生物とは、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある外来生物で、外来生物法に基づいて指定され、飼養、栽培、保管、運搬、輸入、野外に放つこと等が禁止されています。

最近では、令和5年6月1日に、アメリカザリガニ及びアカミミガメが条件付特定外来生物に指定され、特定外来生物は合計157種類となっています。

条件付特定外来生物とは

外来生物法に基づき特定外来生物に指定された生物のうち、通常の特特定外来生物の規制の一部を、当分の間、適用除外とする（規制の一部がかからない）生物の通称です。「条件付特定外来生物」も、法律上は特定外来生物となります。

アカミミガメとアメリカザリガニについては、飼養等の禁止と譲渡し等の禁止に関する規制の一部が適用除外となり、一般家庭等での飼養等や少数の相手への無償での譲渡し等については許可無しで行うことができます。ただし、業として飼養等する場合は飼養等基準を遵守する必要があります。一方で、販売・頒布を目的とした飼養等、販売・頒布・購入、輸入、野外への放出等については原則として通常の特特定外来生物と同様の規制がかかります。



(出典：環境省HP)

オオキンケイギク (*Coreopsis lanceolata*)

5～7月頃に黄色い花を咲かせ、花びらの先端は不規則に4～5つに分かれています。草丈は、50～70cm。葉は、細長い楕円形で両面に毛があります。繁殖力が強く強健なため、日本に昔からある植物を駆逐してしまします。キク科の多年生草本で、道端、河川敷、線路際、海岸などに生育します。



(出典：環境省HP)

ヒアリ (*Solenopsis invicta*)



つやつやの赤茶色。腹部はやや暗めの色。

コブが2つ。

(出典：環境省HP)

本来、南米中部に生息するアリで、日本では平成29年7月に初めて確認されました。船や飛行機に積まれたコンテナや貨物により運ばれ、原産地以外での定着が確認されています。在来アリを駆逐したり、小動物を捕食して減少させ、生態系のバランスを壊すことがあります。また、毒針を持ち、強いアレルギー反応を引き起こす恐れがあります。